

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の
公開の取扱いについて

令和4年9月29日

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議決定

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の公開の取扱いについて以下のように定める。

1. 協力者会議の公開

本協力者会議については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして本協力者会議において非公開であることが適当であると認める案件を検討する場合を除き、原則として公開するものとする。

2. 会議資料の公開

会議資料については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして本協力者会議において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、公開するものとする。

3. 議事録の公開

本協力者会議の議事録を作成し、公開するものとする（但し、上記により非公開となった議事を除く。）。

以 上